省　令

○総務省令第三十四号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「施行令第十条」を「法第十条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○総務省令第三十五号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、並びに同令第百三十一条第二項の規定に基づき、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項及び第二項第一号中「市町村体制整備課」を「市町村課」に改める。

第五十三条第二項第六号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第六十七条の見出し及び同条第一項中「及び調査官」を「、調査官及び統計品質管理官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　統計品質管理官は、命を受けて、統計局が所掌する統計の品質の維持及び向上に関する事務を行う。

第六十八条を次のように改める。

（統計情報企画室）

第六十八条　統計情報システム課に、統計情報企画室を置く。

2　統計情報企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関すること（政府統計共同利用システムの整備及び管理に関するものを除く。）。

二　統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。

三　統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。

3　統計情報企画室に、室長を置く。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「、首席分類銘柄情報官及び首席精度管理情報官」を「及び首席分類銘柄情報官」に改め、同条第五項に次の三号を加える。

四　地方公共団体において行う調査票の審査事務の専門的事項に関する企画及び立案に関すること。

五　調査票の審査事務に関して生じた疑義の照会に係る調整に関すること。

六　調査票の審査事務の実施に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

第七十一条第七項を削る。

第百九十六条中「、統括研究官一人及び主任研究官二人並びに統計図書館」を「並びに統括研究官一人及び主任研究官二人」に改める。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条　削除

第二百四条を次のように改める。

第二百四条　削除

附則第十一条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検　事　長
検　事　正

被疑者補償規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

法務大臣　谷垣　禎一

被疑者補償規程の一部を改正する訓令

被疑者補償規程（昭和32年法務省訓令第１号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「事件事務規程（昭和六十二年法務省刑総訓第一〇六〇号大臣訓令）第七十二条第二項」を「事件事務規程（平成二十五年法務省刑総訓第〇〇号大臣訓令）第七十五条第二項」に改める。

附　則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告　示

○総務省告示第百四十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百五十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第二号の基幹統計の指定を次のように解除したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

基幹統計である埋蔵鉱量統計の指定を解除する。

○法務省告示第百二十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十五年四月一日から効力を生ずる。

平成二十五年三月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属
公証人　山本　博

岡山地方法務局所属
公証人　藤本　文廣

○法務省告示第百二十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年三月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　広島県呉市山手１丁目14番10号
金宗圭　昭和56年７月７日生

住所　広島県福山市新涯町１丁目６番38―５号
王琳　昭和57年５月21日生

住所　群馬県太田市由良町948番地１
李明姫　昭和63年11月15日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町大字古氷533番地６
アルド・ケンジ・ツルダ　昭和41年２月４日生
ミリアン・コダマ・ツルダ　昭和48年１月22日生
エリキ・ケイジ・ツルダ　平成13年12月５日生
メリサ・アカリ・ツルダ　平成17年12月２日生

住所　奈良県香芝市五位堂２丁目556番地
朴千晴　昭和39年１月17日生